

あなたも部落問題研究所の会員に

部落問題研究所は、1948年、部落問題に関する学術研究とその成果の普及を目的として設立されました。1951年には「部落問題に関する民間学術機関」として文部大臣（現文部科学大臣）より社団法人（公益性のある）の認可を受け、以来半世紀を越えて研究、調査、とその成果の出版などの活動を通して部落問題の解決に重要な役割を果たしてきました。

現在部落問題は、解決の総仕上げの段階にあります。21世紀を名実ともに「人権の世紀」とするためには、研究所の活動をいっそう発展させることが不可欠です。部落問題研究所は新制度による公益法人に認定され、2014年4月1日より公益社団法人となりました。みなさんに本研究所の会員になっていただきますようお願いいたします。

◇主な年間行事予定（2015年度）◇

- 5月 定時総会（事業報告・決算報告）
- 10月 部落問題研究者全国集会
- 毎月 各分野別研究会
- 3月 臨時総会（事業計画・予算）

◇定期刊行物（2015年度）◇

- 『人権と部落問題』年間誌代 10,152 円
- 『部落問題研究』年間誌代 5,679 円

本研究所は会員制の組織です。
普通会員・賛助会員・特別会員によって
構成されています（「定款」第5条）。
会員は法人の目的・事業に賛同し、所
定の会費を納入し、積極的に研究所
の活動に参加していただくことになっ
ています。

◇事業内容◇

- ① 部落問題に関する各種の調査研究
- ② 関係資料の蒐集・保存・紹介
- ③ 関係図書の編集・刊行
- ④ 講習会、講演会、研究会などの開催
及び講師の紹介
- ⑤ 目的を同じくする各種研究機関との
連携・協力
- ⑥ その他目的達成のための諸事業

◎ 普通会員 A 会費 12,000円（年間）

機関誌『人権と部落問題』と会報（年6回発行）を送付。研究所刊行物の割引購入、研究所主催の研究集会参加費の割引、資料室所蔵の資料の閲覧などの特典。

◎ 普通会員 B 会費 6,000円（年間）

紀要『部落問題研究』と会報（年6回発行）を送付。研究所刊行物の割引購入、研究所主催の研究集会参加費の割引、資料室所蔵の資料の閲覧などの特典。

◎ 賛助会員 A 維持費 10万円（年間）

普通会員と同じ特典のほかにその年度の全刊行物の送付

賛助会員 B 維持費 5万円（年間）

普通会員と同じ特典のほかに定期誌二誌の送付

賛助会員 C 維持費 2万円（年間）

普通会員と同じ特典のほかに『部落問題研究』の送付

公益社団法人部落問題研究所

〒606-8691

京都市左京区高野西開町 34-11

電話 075-721-6108

FAX 075-701-2723

E-mail: burakken@smile.ocn.ne.jp

HP: <http://www.burakken.jp>

- 部落問題研究所入会申込書
- 『人権と部落問題』購読申込書
- 『部落問題研究』購読申込書

F A X又は郵送で

(F A X 075-701-2723)

(↑いずれかに○印を)

公益社団法人部落問題研究所

申込年月日	年 月 日 (2015年度より)
ふりがな	
氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-mail	
送付先	(住所と同じ場合は記入しなくて結構です)

※『人権と部落問題』『部落問題研究』の購読申込は、ここまで結構です。

※入会申込の場合は、引き続きお書き下さい。(個人情報に関わりますので、支障の無い限りでご記入下さい)

生年月日	年 月 日生 (男 女)
勤務先	(名称) (役職等)
勤務先住所	〒
勤務先 TEL	
勤務先 FAX	
勤務先 E-mail	
専門分野 あるいは 関心のある 事柄(一つのみ) (○で囲んで下さい)	1、日本歴史・前近代 2、日本歴史・近現代 3、人権に関わる運動・理論 4、地域の現状 5、教育・小学校(具体的に) 6、教育・中学校(具体的に) 7、教育・高校(具体的に) 8、社会教育 9、文芸 10、その他(具体的に)

※この申し込み書に基づき作成した名簿は、研究所とご本人との諸連絡以外、一切利用いたしません。